

資産 ご協力を 固定資産の現況把握

家屋の新增築、家屋の取り壊し、または地目変更（登記）を行わず土地の使い方を変更した場合は届出をお願いしませ

省エネで税金の減額を！

住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額措置

住宅に一定の省エネ改修工事を行った場合、該当する家屋への固定資産税が翌年度分に限り減額されます。

適用要件

1 対象家屋

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋及び償却資産を所有している方に納めていただく税金です。未登記の家屋を取り壊した方や、滅失登記が済んでいない方は、必ず課税課資産税係に「家屋取壊届」を提出してください。

2 対象工事

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に
（1）の工事を行ったうえ、
（2）～（4）のいずれかの工

事を行い、工事費用が30万円以上のもの

- （1）窓の改修工事
 - （2）床の断熱工事
 - （3）天井の断熱工事
 - （4）壁の断熱工事
- * 現行の省エネ基準に適合することが必要

3 減額される税額・期間

1戸あたり税額の3分の1（120㎡まで）が1年間

4 手続き

改修工事後3か月以内に次の書類を添付して「熱損失防止（省エネ）改修住宅固定資産税減額申告書」を提出してください。

（1）省エネ基準適合証明書

（2）改修工事個所の工事明細書・図面・写真（改修前・改修後）
（3）改修工事費用を証する書類（領収書の写し等）
（4）補助金等の交付が確認できる書類（補助金がある場合）

固定資産（土地・家屋） 評価替の説明会を開催

平成21年度は、3年ごとに評価を見直す評価替の年度に当たります。この評価替えにより固定資産の価格を見直し、固定資産税が課税されます。

今回は合併して最初の評価替えとなり、市として統一した評価方法で価格決定を行うこと

とになります。そこで、市の評価方法などについて次のとおり説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

日時・場所

12月15日（月）午後7時～
蓮沼出張所第2会議室

12月18日（木）午後7時～

松尾ふれあい館農事研修室

12月19日（金）午後7時～

さんぶの森中央会館視聴覚室

12月21日（日）午前10時～

市役所成東庁舎裏第5会議室

問合せ

課税課資産税係
☎(80)1282

国民健康保険税

特別徴収(年金から天引き)の 仮徴収と本徴収

■仮徴収

翌年度の国民健康保険税の年税額が決定されるまでの4月・6月・8月の特別徴収を「仮徴収」といいます。

国民健康保険税を特別徴収されている方で翌年度も特別徴収の対象となる方は、4月・6月・8月支給分の年金から、原則として、2月に徴収された額と同額を仮の保険税として徴収させていただきます。

同様に、今年度中に特別徴収の対象となった方についても、4月以降の年金から徴収(仮徴収)が始まります。

仮徴収対象者には事前にお知らせします。

■本徴収

年税額が決定した後の10月・12月・2月の特別徴収を「本徴収」といいます。

決定した年税額から仮徴収した額を差し引いた額を10月・12月・2月支給分の年金から、3回に分けて徴収させていただきます。

★次の2つの要件を満たす世帯主は、申し出により、口座振替に納付方法を変更することができます。

〈要件〉

- ①過去2年間の国保税を滞納なく納付
- ②今後の国保税を口座振替により納付

○申し出に必要なもの

- ・国民健康保険税納付方法変更申出書
- ・山武市口座振替依頼書依頼者控(すでに口座振替で納付の方は必要ありません)
- ・国民健康保険証 ・印鑑

世帯主以外の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

特別徴収からの変更は、手続きに2か月以上かかりますので、お早めにご手続きをお願いします。

問合せ 課税課市民税係 ☎(80)1281